

# 喪失の際の提出書類

## 【提出書類】

- ① 「国民健康保険被保険者等資格喪失届」[第6号様式]
- ② 「被保険者証」または「資格確認書」(後期高齢組合員は組合員証)、70歳以上の前期高齢者は、「被保険者証兼高齢受給者証」または「資格確認書」
- ③ 該当者のみ「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」、「特定健診受診券」
- ④ 「紛失届」[第11号様式](喪失者本人が②を紛失し、返還できないとき)

## 【手続きの流れ】

- ① 「国民健康保険被保険者等資格喪失届」は所属支部の支部長の確認印を得てから他の提出書類を全てまとめ、当組合へご提出ください。(支部によっては、支部から組合へ送付します)  
令和7年4月1日以降の加入・喪失手続きは、支部長確認印は不要の為、直接当組合にご提出ください。
  - ② 書類の内容に不備がなく、既に資格喪失日を迎えている場合は資格喪失の手続きをとります。〈※1〉
  - ③ 診療所へ「国民健康保険被保険者資格喪失証明書」と「保険料変更決定通知書」を送付します。
- ※1 予め必要書類をご提出いただきましても、資格喪失手続きや「資格喪失証明書」等の発行等につきましては、資格喪失年月日を迎えてから進めさせていただきますので、それまでは手続きを一旦保留とさせていただきます。

## 【手続きについての注意事項】

- ・「資格喪失年月日」欄は当組合で記入しますので、記入しないでください。
- ・「資格喪失の理由・⑤の該当日」の理由・日付により、「資格喪失年月日」欄への日付が異なりますので誤りがないようご注意ください。

資格喪失の理由	「⑤の該当日」の日付
1. 死亡	死亡日
2. 生保開始	生活保護の開始日
3. 退職	退職日
4. 社保加入	社保加入日 〈( ) 内に加入される社保の名前や被保険者証の記号番号をご記入ください。〉
5. 国保加入	次に加入する国保への加入日 〈( ) 内に加入される国保の市町村名や被保険者証の記号番号をご記入ください。〉
6. その他	当組合を辞める日 〈( ) 内へ詳細をご記入ください。〉 例：県歯退会日

## 【問い合わせ先】

静岡県歯科医師国民健康保険組合  
〒422-8006 静岡市駿河区曲金3-3-10 静岡県歯科医師会館1階  
TEL: 054-283-3526 FAX: 054-283-2816